令和７年第４回今金町議会臨時会　第１号

令和７年７月２日（水）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第１号　令和７年度今金町一般会計補正予算（第３号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○出席説明員

町長		中島光弘君	
副町長		森　朋彦君	
総務財政課長		山田　薫君	
総務財政課長補佐		竹内佳生君	
くらし安心課長		宮崎吉広君	
くらし安心課主幹		阿部晴允君	
農林振興課長		白山　晋君	
農林振興課長補佐		相馬　透君	

○出席事務局職員

議会事務局長		鈴木正之君	
議会事務局主事		海津侑也君	

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

只今の出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和 7 年第 4 回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、内ヶ島君、岸徹也君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の 1 日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の 1 日間と決定いたしました。

◎日程第３　議案第 1 号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 3、議案第 1 号を議題といたします。

令和 7 年度今金町一般会計補正予算（第 3 号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森朋彦君）　おはようございます。それでは議案第 1 号令和 7 年度今金町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1590 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 325 万 2000 円にしようとするものであります。

補正の主なものについて歳入より申し上げます。1 ページお願いします。15 款、道支出金において、1 億 1500 万円の追加は、道補助金で、新基本計画実装農業構造転換支援事業補助金です。18 款繰入金において、90 万円の追加は基金繰入金で、財政調整基金繰入金です。

次に歳出は 2 ページをお願いいたします。2 款総務費において、90 万円の追加は、総務管理費で空き家等除却支援事業補助金です。6 款農林水産業費において、1 億 1500 万円の追加は、農業費で、新基本計画実装農業構造転換支援事業補助金です。以上概要でございます。

なお、本補正予算に関わる各事業の概要について、配付の説明資料に基づきまして担当課長がそれぞれ説明をさせていただきます。まず、空き家等除却支援事業についてはくらし安心課長が、新基本計画実装農業構造転換支援事業については、農林振興課長がそれぞれ説明をいたします。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　（くらし安心課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　（農林振興課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は歳出より、款ごとに行います。

2 款総務費の質疑を行います。5 ページです。

日置君。

○１１番（日置紳一君）　空き家等除却支援事業補助金についてちょっとお伺いします。今回決定してるのが 1 件で 30 万、そして説明では、今後予定が見込めるのかということで、予備で 60 万見てますけども、もう補正予算というのは私は決定したものを予算付けするのが正当なのかなって気がしているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。予備の予定っていうのはどのぐらいの時期に予定してるのか、それもお聞かせください。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　6 月の定例会におきまして、120 万円の追加補正をさせていただきました。この際もですね、3 件は申請見込みということで、残り 1 件につきましては、今後、申請があった場合に対応できるような形で、1 件分見込みで持たせていただいたところです。先ほどご質問ありました今回補正させていただいた分の 3 件分の残り 2 件の予備分につきましては、今のところ見込みということで、特に相談ですとか、そういった情報とかはない状況なんですけども、連絡が来た際、補助申請したいっていう場合にすぐ対応できるようにということで、今回追加補正の方をさせていただいております。

○議長（芳賀芳夫君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　先ほども言った通り見込みで、補正で予算を組んでるというのは、もしなかった場合はまた補正で減額補正しなきゃならない。そうであれば、これ当然決まったときには補助金事業ですから、確定したら予算づけは何も問題ないわけですよね。そうであれば、確定した時点で、専決処分としたほうが私はやり方としては正しいのかなと思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　お答えをしたいと思います。予算の持ち方として、多分今、日置議員がおっしゃることが、まず原則論かなというふうに思っておりますけれども、

予備的に持たせていただく予算というのも、これまでもあるわけです。今回のケースで言いますと、申請を受けて、速やかに事業着手していただくということが求められる事業だと思うんです。除却ですので、住宅に関わるような解体工事ですとか、もろもろの申請者側の、或いは施工事業者さん側のいろんなスケジュール感なんかもあると思いますし、申請を受け付ける期間も通年を通じて今やってるわけでありますので、いつの時点で、そういう申請が来るかわからないっていう状況の中で、速やかに事業を進めていくということの意味合いから、今回予備的なものも含めて、今、現実的な見込みは立ってはおりませんけれども、このあとそういう申請が来たときに速やかに取り進めるということの意味合いで、持たせていただいてるということであります。専決ということのお話もありましたけども非常にありがたいお話ではありますけれども、基本的には議会の皆さんに、補正予算に関わって言いますと、その予算の妥当性ですとか、ということをしっかり審議をいただいた中で、その上で事業を執行していくというのは、まずは私たちにすれば大事な姿勢かなというふうに思っておりますので、大変ありがたいご意見でありますけれども、今のような予算の持ち方で、ぜひ進めさせていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　総務費の質疑ございませんか。

岸徹也君。

○６番（岸　徹也君）　除却の部分で予算が追加補正ということで出ました。予備の分も含めてというところで、私は理解をしたいなというふうに思っております。この除却をする、建物を除却をした後というのは、直接除却とは関係ない話かもしれないですが、やはりこの跡地っていうんでしょうか、その底地というんでしょうか、その部分というものも、やはり私は一体で見てる部分っていうのも実はありまして、何を言いたいかというとまず建物を解体した後、更地が残ります。そこの管理状況というものが、行政として把握されてるかどうかっていうのをまず知りたい。私のいろんな聞く話ではやはり高齢者の方もいるし、また遠方に住まわれている親族の方と、要は地元にはなかなか頻繁に帰ってこれなくて、要はその底地、跡地が、雑草がものすごい生えて管理が不行き届きになったりとか、または不法投棄に繋がるようなものが置かれていて、近隣の迷惑になるとか、そういうことが 1 つ予想されるんですけれども、何らかそういった管理についての、行政としてのなんか助言というんでしょうか。そういうものであったり、また、現時点において、そういった苦情、町民の方から管理が不行き届きだよっていう苦情があるのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　空き家等の除却支援事業補助金につきましては、令和 2 年度から実施しておりまして、令和 2 年度から令和 6 年までの間で 19 件、除却の方行っております。この間ですね、この除却された跡地の部分を町の方で見に行ったりとかっていう部分はしておりませんが、原則ですね、空き地の管理っていうのは、

所有者の方が管理するっていう責任のもとでなっておりますので、もしですね、例えば近隣の方から草が生えて害虫が増えているとか、そういった声があった際には、私どもの方でその所有者の方に連絡等入れて、草刈等をお願いする部分あるかと思いますけども、今の段階ではそういったところはないということで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　ただ、そういった苦情があれば、行政としても動くんだということがわかったわけです。ですからこの所有者に対しては、指導する、助言をする、こういうことは制度としては、今はないのか。また何かそういった仕組みが現時点ではどうなのかというのをちょっともう１回お願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　本町の今金町の空家等の適切な管理に関する条例というのがありまして、こちらにつきましては、国の方で定めております「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、条例を定めております。そちらの国の方の法律の中では、空き家の定義というのがありまして、空き家、建築物、建物等、これに附属する工作物であるとか、あとその敷地も含めて特別措置法の中の定義ということでなっております。そういったことから、町の条例の中にもその空き家等ということで、その敷地の部分も含まれておりますので、町の方で行政的な指導ですとか助言ですとか、そういうような制度というのはあるということで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　わかりました。ちょっともう最後ですけれども、やはりこの町の中で、除却されて空き地がいろいろ点在をしてくるという形になってくると、要はいわゆる虫食い状態と、これはこのまちづくりにおいても、あんまり良い光景には繋がらないんではないかなという思いはあるわけですね。この土地の利活用について、そこまで行政側が何かこう話をする場があるとか、アドバイスを送るとか、当然土地の所有者の財産の問題ですから、それはもう土地の所有者が自由に使っていいという部分は大きいわけですけれども、やはりこのまちとして、例えば使われてないのであれば冬に、雪を集める場所として利用させてもらえないかとか、例えば市街地であれば、旧マーケットの部分も１つ、そういう場所ありますけれども、何らか町民が使えるような場として提供できないかとか、そういったアドバイスをする利活用について、うちのですね、何かそういった動きがあるのかないのか、今後どうなのかっていう部分だけ最後お聞かせいただければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　くらし安心課長、宮崎君。

○くらし安心課長（宮崎吉広君）　空き地の利活用ということでご質問ありました。こちらにつきましては、町のホームページの方におきまして、空き家ですとか、貸家、あとアパート、土地の供給情報といったものを広く情報の方を提供しております。またその他にですね、今金町空き家バンクということで、空き家ですとか、空き地の所

有者の申請に基づきまして登録する物件情報等を町のホームページの方で公開して、空き家ですとか、空き家の売買ですとか、あと賃貸借を希望する方に結びつけるような有効活用の促進ということで、取り組みの方を行わせていただいているところでございます。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　ちょっと補足になります。具体的な取り組みの話ありましたけれども、今の除雪の話もありました。ご存じのように確かに町内では、空き地になっていてですね、点在してる実態もありまして、所有者の方からですね、町の方でも、いわゆる寄付をするので引き取ってくださいませんかというような申し出も実はあったりします。ただし、町の方もすべてに対して応じることはできませんので、その土地がですね、町として活用が可能であるものについては、引き受けをした経過もありますけれども、それ以外のものについては、お断りをしながら、適切に管理をしていただけるような働きかけをしてきた経過もあります。それから逆に今除雪の話もありましたけれども、堆雪の場所として適している土地があった場合については、逆に町の方から、その期間、お借りをするですとか、ということの申し出をしながら、活用させていただいてる経過もありますので、よろしくお願いいたします。それからマーケットの跡地の話がございました。当該土地については、旧所有の組合の方からですね、町の方が寄付をいただいて、解体をしてということで社会資本交付金なんかも活用しながら、今に至ってる経過でありますので、そこのところは町の裁量の中で、町民の皆さんにご活用していただけるような、今整備をさせていただいたという経過でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　総務費の質疑を終わります。

6款農林水産業費の質疑を行います。6ページです。

日置君。

○１１番（日置紳一君）　この事業について農協から町の方に補助金の要望とかはあったのか、なかったのかちょっとお聞かせください。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　お答えいたします。農協から町の方には、要望ということでこの事業を行いたいということで、先ほどの説明にもありましたけども、去年の秋から一緒に事業採択に向けて進めて参りました。

○議長（芳賀芳夫君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　町に対しての補助金ですよ。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　大変失礼いたしました。農協から町としての補助金の申請というか、要望についてはございません。

○議長（芳賀芳夫君）　日置君。

○１１番（日置紳一君）　ちょっと残念なんですけども、この事業は今金町日本一の今金男しゃくの名声を守るためにも、このAIを取り入れることで品質が一定化されて、そういう名声を守るためにもいい事業だなというふうに思うんですよね。それでここでは受益者には負担はゼロとなってます。だけど農協で6億3000万円手出しになりますよね。受益者負担がゼロなんてことはまずないと、大概馬鈴薯の出荷した後に、これ何の受益者なの。これ農家が受益者でないと。農協が負担するっちゅうことで、農家の生産者にこの負担が来るのは、大体目に見えているんですけど。何か違うこと言ってます。ちょっと外れてたら言ってください。それを守るためですよ。大概今までの事業でも、作ってるものにかかってきたんですよ、生産者に。支払い分がかかってきてましたんで、これ馬鈴薯にかけることによって、手取りが下がって、馬鈴薯をやめる、生産をやめるなんていうのが出た場合には本末転倒になりますんで、できれば、今回農協からは何の支援の要望もなかったということですけども、今金町は、基幹産業が農業の町で、ましてや今金町で日本一の銘柄っていうのは、これから生まれるかどうかわからないわけで、それを大切にしていくためにはまず農協からの支援があるなしにかかわらず、ぜひ私は助成をするべきだなと思っています。またこの事業は来年度もですので、それまでちょっと検討していただける気があるのかないかお伺いします。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　ただいまのご質問ですけれども、そもそもこの事業採択に向けて事業計画上ですけども、この負担については、町の負担を含めて、事業計画を作成しておりません。事業計画は、このまま国の方へ提出しておりまして、それで採択の流れになっておりますので、今ここで町の補助が入ってしまうと、またその事業計画からまた変更して、計画をまた作り直していかなければなりませんので、今のところこの事業の採択に向けては、町の補助というのは、今のところ私たちの方では考えておりません。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　歳出全般について質疑漏れありませんか。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと先ほどの質問とも若干かぶるところもあるかもしれませんが、金銭的な補助というところでは今の答弁のようにちょっと難しいんだろうというふうなところがあるかもしれませんが、やはり私も今金男しゃくはこの今金町の特産品であるということをかんがみると、やはりこの何かしら町としての支援というものがあってもよろしいのではないかというふうに思っておりまして、その中でですね、これは私の考えっていうところもありますが、この選果場から倉庫へのルートを見てみますと、倉庫に、今度芋が入るというふうになるとこの交通網というものもかなり出てくるだろうと、トラックの出入りなどもあるし、小学校の前の通りということもありますので、こういう例えば道路の整備とかそういうところの環境を整える、

この集荷、出荷などがスムーズに進むような環境を整えるような支援ということはありえるんではないかと思いますが、その辺のお考えはあるかお聞かせください。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　農協の方の今の国からの補助の関係で、ご意見がありました。正式には当初からこの事業について農協の方から、直接的な補助のお願いはないわけでありますけれども今言ったようにですね、GI 登録をされて、本町の代表する商品でありますので、検討はして参りたいと思いますが、まずは農協の方からですね、どういう点がどうなのかっていうあたりをきちっと意見をもらってから対応したいと思ってます。町がどこまでどういうふうにするっていうのはうちからよりもやっぱり JA が、基本的に考えを持っていただいて、町がどこまでやれるのかまたどんな方法でやるのか、国の方に再申請だとかっていうのをならない形をとらなければならないというふうに思っておりますので、いずれにしてもですね、何らかの形で応援をしたいというふうに思っておりますので、まずは JA の考え方なり動きの方をですね、お聞きをして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　わかりました。その際ですね、前回の会議のときにもお聞きしたんですけど、ふるさと納税のですね、基金の中に産業振興に特化した基金というものも積み上がっておりますので、これやはりふるさと納税で今金男しゃくでふるさと納税を寄付いただいたということも相当あると思いますので、その辺も財源として見ながら、できることをやっていただきたいなというふうに思いますが、再度すいません。答弁よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　財源についてはですね、そういう要素も含めて考えればいいなと思ってますが、いずれにしましても、今金の特産品の代表的なものでありますので、町もしっかりタッグを組みながらというのは当初から言ってることでありますけれども、まずは、本体の JA がどういう考え方を持っているのかっていうのは私は大切だというふうに思っておりますので、しっかりその点を踏まえた中で検討して参りたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

その他ございませんか。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　農協の部分ですね。農業振興費で、このこと自体は、当然もう前にしっかり進めていただきたい。先日、農協の方でも総会があって、それに多数が賛成をするような、そういった情報も入ってきております。ちょっと私の思いは、この事業というものをしっかり進めるっていうことで、もう一致してると思いますが、その手続きとして、どうなんだろうということが１つちょっと気になりまして、町長の話でも、やはり農協の方向性、考え方がしっかりまず決まった上で、町としてそれを受けて、道や国に申請行為をしていくんだと。この条件によって、その補助もって

いうことも先ほど説明でもありましたのでね。これは一般的にといいますか、全国的な流れを見ても、やはりそういった流れでの申請が多いっていうのもこれも理解はしています。ただ、議会というものは、ある事業体、ある団体の追認機関ではまずないということですね。もしかして仮にですよ、この議会で、この事業はよろしくないねっていう考えの人もいるかもしれない。今金町議会は、そういう人はいないとは思いますけれども、ちょっと気になったのがね、総会の中で、ほぼほぼ皆さん賛成をされて議決されてるようなんですけれども、それで農業者の方が、それを持って決定をしたというふうに思っている方がものすごい多かったということなんです。結果、その総会の議決をもって町にそれが届いて町から申請をしていくっていう、こういう流れにはなるわけですけれども、もう総会が終了した時点で、この事業はもう決定したんだなと思われてる方が多数いたということがあるわけです。で、やはり議会の存在意義というものをやっぱり考えたときに、ここでしっかりと議決をして、決定をして、進めていくという、そういう行為、手続きがあるわけですから、そこはやはり、行政側も考えていただきたい。どうしたらいいのかということを、私もちょっと考えたんですけれども、これ 1 つあるのは総会の資料の中に、例えば、最終的にこの事業は、町議会の議決をまだ得ていません、であるとか、それをもって決定をするであるとか、何らかそういった一文が載っていればいいのではないかなと。過去の例でもそういう取り組みをしているところもあるようなので、いいですか、勘違いしないでもらいたいのはこの事業はしっかり進めていただきたい。滞りなくやっていただきたい。ただ手続きとして、議会というものは最終的にそれを決定する場で、この場において、どのような決定にもなり得ることっていうのはやはり予想はできるわけです。農業者の方は、総会をもってもうそれがすべて決定をしたというように誤解をされている方も多い。こういう方も多くいたということも事実なわけです。何らか、そういった総会資料の中にでも、そういった一文を入れるであるとかそういう指導というものをされることが、私は必要ではないかというふうにちょっと考えます。担当課でもいいですし、もし副町長、何かご意見あればお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　意見ではないんですけども、今の手続き論の話になっておりまして、今回のこの事業はいわゆる間接補助事業と言われるものであります。事業実施主体が直接国の方に申請行為を行って内示をいただいて、それから実際に補助金のやりとりなるわけですけども、その過程において、国から直接事業実施主体に補助金が交付されるわけではなくて、1 度自治体の会計を通しなさいというような性格のものになっています。まずそのことが 1 つです。なので、今岸議員がおっしゃったようにその議会の権限も当然関わってくるわけですから、そこのところの関係性はどうなんだということだというふうに思います。確かに今言われたように、今回ですと JA の今金町農協の総会のときに、この事業を進めていきますよということの多分議決は総会の中でされたと思うんですけれども、その手続き過程の中でですね、実際に事業が終わるまでの一連の流れについて、確かに説明があれば、実際組合員の方たちにも

理解がされやすかったのかなというふうにも、今お話を聞いて思いましたので、そのあたりは議会でもそういう話題がありましたということは、担当課通じながら農協さんの方にもお伝えをさせていただいて、この後２ヵ年の事業になりますので、来年度も多分同じ手続きになると思いますから、そのあたりのことも踏まえて、情報提供していただくように、こちらの方も話題として農協さんの方に話をさせていただきたいというふうに思っております。町としての指導的なところも今お話されましたけれども、あくまでも事業実施主体でありますので、その中で、自分たちもどういう関わりを持っていくか、今お話をさせていただいたように、このあと、こういうことが望ましいですよということは、担当課通じながらですね、またいろいろセッションしながら、お互いに認識を共通しながらですね、進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入全般についての質疑を行います。3 ページから 4 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で歳入の質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第 3、議案第 1 号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和 7 年第 4 回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会　午前１０時４２分